

柔道整復師の施術を受ける人へ

医師や柔道整復師に骨折、脱臼、打撲、捻挫(肉離れを含む)と診断(判断)され施術を受けたときや、骨、筋肉または関節のけがや痛みで、その負傷原因がはっきりしているときは、整骨院や接骨院で受けた施術でも健康保険の対象になります。ただし、次のような場合は対象になりません。

- 疲労や慢性的な要因からくる肩凝りや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術
- 保険医療機関(病院、診療所など)でも同じ箇所を治療している負傷など

● 労災保険が適用される仕事や通勤途上での負傷 注意事項

- ◆ 交通事故など第三者行為に該当する場合は、保険医療助成課へ連絡してください。
- ◆ 施術が長期にわたる場合、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けましょう。
- ◆ 柔道整復は、施術を受けた人が柔道整復師に受領委任することで自己負担分のみを支払い、残りの費用を柔道整復師が健康保険に請求することが例外的に認められています。受領委任には施術を受けた人の自筆の署名が必要ですので、柔道整復施術療養費支給申請書の内容をよく確認して署名してください。

国民健康保険の届け出は必ず14日以内に

■ 世帯主による届け出の義務

加入や離脱、世帯の分離や合併など、家族の中で国保の資格に異動がある場合は、その事実が発生してから必ず14日以内に、世帯主または家族が届け出をする必要があります。

■ 国民健康保険を喪失(脱退)する人へ

会社に就職したり、扶養に入ったときは、新しい保険証が届き次第、速やかに国保喪失(脱退)の届け出をしてください。

注意事項

- ◆ 国保喪失(脱退)の届け出をするまでは、保険料

が賦課されたままになっています。勤務先からの通知や手続きはありませんので、必ず個人で国保喪失(脱退)の届け出をし、遅れたり、届け忘れたりしないようにご注意ください。

- ◆ 国保の資格は、新しい健康保険の加入日(認定日)で喪失(脱退)します。資格を喪失した後に国民健康保険被保険者証(以下「国保の被保険者証」という)を使用した場合は無効になります。誤って使用したときは、市から医療機関などへ支払った医療費を請求する場合がありますので、ご注意ください。

このようなときは届け出を

このようなときは		届け出に必要なもの	このようなときは		届け出に必要なもの
加入	転入したとき	印鑑	加入中の手続き	住所、氏名、世帯主が変わったとき	印鑑、国保の被保険者証
	他の健康保険を離脱し、国保に加入するとき	印鑑、離職票または健康保険の離脱(資格喪失)証明書		世帯を分離または合併したとき	印鑑、国保の被保険者証
	子どもが生まれたとき	印鑑		修学または施設入所のため市外へ住民票を移すとき	印鑑、国保の被保険者証、在学・入所を証明する書類
	生活保護法の適用を受けなくなったとき	印鑑、生活保護廃止証明書		国保の被保険者証を紛失したとき、汚れて使えなくなったとき	印鑑、使えなくなった国保の被保険者証、本人を証明するもの
	日本在留期間が3カ月を超えていて、津市で住民登録をしたとき	パスポート、在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書のうちいずれか1つ		退職被保険者になったとき ※退職被保険者とは、65歳未満で厚生年金か共済年金の受給資格があり、その加入期間が20年以上もしくは40歳以降10年以上ある人です。国民年金や遺族年金は除きます。	印鑑、国保の被保険者証、厚生(共済)年金証書
離脱	転出するとき ※修学または施設入所のため住民票を異動する場合は、継続して加入できますので、在学・入所を証明する書類を添えて届け出てください。この届け出なしに転出した場合、国保の資格を喪失する場合があります	印鑑、国保の被保険者証	退職被保険者世帯に被扶養者が加入するとき ※65歳未満の人で、年間収入が130万円(年金収入のみ)の場合は180万円未満の人が同一世帯にいる場合は、扶養になります。	印鑑、国保の被保険者証	
	他の健康保険に加入したとき	印鑑、国保の被保険者証、他の健康保険の保険証			
	死亡したとき	印鑑、国保の被保険者証			
	生活保護法の適用を受けたとき	印鑑、国保の被保険者証、生活保護開始証明書			

※家族がすでに国保に加入している場合は、その被保険者証も必要になる場合があります。

※国保の被保険者証を受け取る時は、運転免許証など本人確認ができるものを提示してください。